

内閣府  
○財務省令第 号  
経済産業省

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 齋藤 健

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府  
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号  
経済産業省

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(商工組合中央金庫の子会社の範囲等) 第七十条 「略」</p> <p>2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇十 略」</p> <p>十の二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号) 第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第三十八号において「保険媒介業務」という。)</p> <p>「十一〇五十 略」</p> <p>「三〇八 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(商工組合中央金庫の子会社の範囲等) 第七十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇十 同上」</p> <p>十の二 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号) 第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第三十八号において「保険媒介業務」という。)</p> <p>「十一〇五十 同上」</p> <p>「三〇八 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。